

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和7年1月11日京都市条例第12号）

（行財政局税務部税制課）

産業の振興及び社会基盤の整備に要する費用に充てるため、令和8年3月31日に適用期限が到来する市民税の法人税割の税率の特例措置（超過課税）の適用期限を5年延長することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年1月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第12号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第4条の2中「令和3年4月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市税条例附則第4条の2の規定は、令和8年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割について適用し、同日前に終了した各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)